「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集の結果について

令和８年９月 16 日
財　　務　　省

財務省では、「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令案」について、令和８年８月６日（木）から令和８年９月４日（金）までの間、ホームページ等を通じて意見募集を行いました。

その結果、12 件御意見をお寄せいただきました。

本件に関して、お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する財務省の考え方は以下のとおりです。なお、お寄せいただいた御意見については、取りまとめの都合上、適宜要約・分割しております。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも財務省行政の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【凡例】

JBIC：株式会社国際協力銀行
JBIC 法：株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）
新業務指針：認定特定海外事業促進業務指針（令和８年９月内閣府・財務省告示第６号）
推進法：経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号）
基本指針：特定海外事業の促進に関する基本指針（令和８年９月 11 日閣議決定）

	御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
1	劣後的政府貸付けに関する適合基準及び行使要件の透明性確保（第５条の２関係）について、以下の２点を提案する。 ①　第５条の２第３号において、政府が株式を取得して債務を消滅させる特約の要件として「目的の達成に重大な支障が生ずるおそれ」と規定し	【①について】 「法第一条の目的の達成に重大な支障が生ずるおそれ」があるかどうかの判断については、その際の具体的な JBIC の状況や社会経済の状況によって異なると考えております。

	ているが、当該要件の具体的な判断基準や判定手続について、運用ガイドライン等で明確化してはどうか。 ② 第５条の２第４号において、自己資本の充実に資する基準を「主務大臣が（中略）定める基準」と委任しているが、当該基準を速やかに公表してはどうか。	その上で、実際に本政令第５条の２第３号の特約を発動する場合には、しっかりと説明責任を果たしてまいる所存です。 【②について】 御指摘の基準については、「株式会社国際協力銀行法施行令第五条の二第四号に規定する主務大臣が定める基準を定める件」としてパブリック・コメントを実施の上、告示として定めています。 なお、当該告示については、バーゼル規制のうち銀行等の資本性要件の適用に関して定めた「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成 18 年金融庁告示第 19 号）を踏まえ、定めております。
２	新設される認定特定海外事業促進業務に係る勘定については、他の勘定とのリスク遮断及び適正な経理の徹底が求められる。決算公表時において、本勘定の財務状況やリスク評価が外部から明確に把握できるよう、関連省令や運用において開示の範囲と方法を具体的に定めてはどうか。	JBIC では、勘定別の計算書類を公表しており、認定特定海外事業促進業務勘定においても、同様に勘定別の計算書類を公表していく予定です。
３	権限の「主務大臣」化に伴い、事業推進と財務健全性のバランスを保つことが重要。主務省令の制定や認可等の運用にあたっては、財政・財務規律が適切に維持されるよう、関係府省間の十分な連携・協議体制を確保してはどうか。	基本指針第１章第２節「関係行政機関その他の関係者との連携・協力」では、「特定海外事業の促進に当たって、海外事業に対してより実効性のある支援措置を講ずるためには、主務大臣のみならず、実施される特定海外事業の内容に応じて、当該事業を所掌し、当該事業に関する技術的知見を有する事業所管大臣や関係行政機関の長との連携が重要となる。」としており、関係府省間でしっかりと連携してまいりたいと考えています。
４	第６条第１項第３号について、認定特定海外事業促進業務に係る勘定にお	本政令第６条第１項各号では、それぞれの勘定において、剰余

	いて準備金として積み立てる額を剰余金の額の５割と定める理由を明らかにすべきではないか。	金のうち準備金として積み立てる額を定めており、第３号においては、認定特定海外事業促進業務勘定についても、一般業務勘定及び特別業務勘定と同様に「毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額」としています。 これについて、一般業務については JBIC 法第 33 条第６項で、特別業務については同条第９項で受信限度額を資本金、準備金及び劣後的政府貸付けに係る借入金の額の合計額の 10 倍と定めているのに対し、新たに設けた認定特定海外事業促進業務の受信限度額については同条第 10 項で同合計額の３倍と定めており、法律の段階でリスクの大きさに対応した制度設計になっています。このため、本政令第６条第１項における剰余金のうち準備金として積み立てる額については、差異を設ける必要はないと考えています。
５	本政令案第７条、第８条第１項及び第９条第２項に係る改正文について、「認定海外事業促進業務」となっているが、第６条では「認定特定海外事業促進業務」となっており、「特定」の文字が脱落しているものと考えられる。そのため、上記の「認定海外事業促進業務」を「認定特定海外事業促進業務」に修正し、政令案中の用語を統一すべきではないか。	御指摘ありがとうございます。「認定特定海外事業促進業務」に統一します。
６	特定重要物資の供給網強靭化等の名目で、実質的に経営難に陥った特定の民間企業や十分な自助努力を行っていない企業の救済・延命に悪用されないための客観的かつ厳格な基準を政令上、あるいはガイドラインに明記し、支援対象企業の選定における真の必要性の厳格な基準化を図るべきではないか。	特定海外事業の認定については、推進法第 85 条の３第４項において基準を明記しているほか、基本指針において、認定基準として、「事業を実施する者による当該事業に対する経営コミットメント及び十分な人員配置並びに事業運営能力、プロジェクトの建設、操業及び保守等に関わる企業が当該分野における十分な実績を有していること」や「事業を実施する者による適切な資金コ

		ミットメントがなされていること」等を規定しています。
7	海外における地政学リスクや事業失敗のリスクが、最終的に国民負担として跳ね返らないためのリスク管理体制や、民間金融機関との協調融資における責任分担の割合について、具体的にどのような担保措置が講じられるのか明示することで、海外投資・融資におけるリスク負担の明確化を図るべきではないか。	個別の事業のリスク負担については、個別の事業ごとに異なるため、一概に申し上げることは困難ですが、JBIC 法第 13 条第３項において、認定特定海外事業に対する貸付金の額、出資金の額その他の条件は、認定特定海外事業促進業務勘定における損失額が同勘定に属する資本金等の合計額の範囲内になるよう定めることとされていることを踏まえ、特定海外事業の認定を行ってまいります。
8	公的信用を投入したプロジェクトについて、その投資・融資判断の妥当性、進捗状況及び国民経済への還元効果がどのように事後検証され、公表されるのかのプロセスを担保することで、国民への透明性の確保と事後検証の仕組みを構築すべきではないか。	認定特定海外事業の実施状況については、推進法第 85 条の６第１項及び第２項の規定に基づき、認定特定海外事業者からの定期的又は必要に応じた報告を受けるとともに、JBIC を通じた適時適切なモニタリングも実施し、確認を行うこととしています。その上で、必要に応じて有識者等の御意見もいただきながらフォローアップを行い、企業の個別情報保護等への配慮の必要性や国民への説明責任の在り方とのバランスを考慮しながら、公表の在り方を検討してまいります。
9	本政令案は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和８年法律第 38 号）により JBIC に追加された「認定特定海外事業促進業務」への対応と、「財務大臣」から「主務大臣」への権限移管、劣後的政府貸付けの要件整備等を内容とするものと考えているが、経済安全保障を名目とした業務拡大と公的リスク負担の増大は、財政規律、民業補完原則、説明責任、環境・人権配慮のいずれの観点からも問題が大きい。本政令案は撤回又は大幅修正のうえ、損失負担の上限、認定基準の法定化、国会報告及び環境社会	【①について】 JBIC 法第 13 条第３項に規定する劣後的政府貸付けについては、同項において JBIC の自己資本の充実に資する要件が政令に委任されています。 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第２条第１項で規定する銀行については、その経営の健全性を判断するため、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）により、自己資本比率等について国際的に統一された基準（いわゆる「バーゼル規制」）が策定されており、バー

	影響の事前評価を政令レベルで明確化すべきである。 具体的には、以下の６点を求める。 ①　第５条の２を修正し、無担保・長期元本据置・債務免除を例外とし、損失上限・国会報告・開示を義務付けること。 ②　新勘定の損失補填ルール、他勘定流用禁止及び定期的な独立監査・会計検査院検査対象の明確化。 ③　認定対象を政令で類型化し、対象事業の類型、除外事由及び期間制限を政令本文に書くなど、大臣の無限定指定を認めないこと。 ④　環境・人権・気候・汚職・国内裨益を認定・融資の法定要件とすること。 ⑤　任意募集ではなく本則手続とし、影響評価・損失シナリオを再公示すること。 ⑥　以上が満たされない場合は、本政令案を撤回し、法律レベルでの再検討に戻すこと。	ゼル規制に対応した国内の規制としては、「銀行法第十四条のニの規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）があります。 本政令第５条の２については、金融庁が定める告示を踏まえ、劣後的政府貸付けの要件について定めるものであり、修正の必要はないと考えています。 【②について】 認定特定海外事業促進業務については、JBIC法第13条第３項において、認定特定海外事業に対する貸付金の額、出資金の額その他の条件は、認定特定海外事業促進業務勘定における損失額が同勘定に属する資本金等の合計額の範囲内になるよう定めることとされていること等を踏まえ、適切に実施してまいります。 その上で、勘定間の流用については、一般業務勘定又は特別業務勘定と認定特定海外事業促進業務勘定間の流用は考えておりません。 また、JBICについては、会社法（平成17年法律第86号）第436条第２項第１号の規定に基づき、毎事業年度の計算書類について、監査法人の監査を受けています。 加えて、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第５号に該当する法人であることから、会計検査院の検査の対象となっています。 【③及び④について】

		本制度においては、投資の適切性及び透明性を確保すべく、推進法第 85 条の２第１項において、認定の対象となる特定海外事業の類型を明示するとともに、同法第 85 条の３第４項において特定海外事業を認定する際の基準を明記しているほか、基本指針において、特定海外事業計画の認定に関する基本的な事項を定めています。政府としては、これらの基準及び基本指針に基づき、必要な審査を行った上で認定・支援を行うこととしております。 【⑤について】 頂いた御意見は、今後の政策立案の参考にさせていただきます。 なお、本政令は行政手続法の定める適用除外規定に該当する法令であることから、任意の意見募集としております。 【⑥について】 以上を踏まえ、本政令を修正する必要はないと考えております。 また、頂いた御意見は、今後の政策立案の参考にさせていただきます。
10	以下の４点について、意見を申し上げる。 ① KPI の設定 政策効果を客観的に検証するための「成果目標」や「KPI（重要な成果指標）」の設定は必須であると考える。 ② 複数省庁による共同所管	【①及び④について】 頂いた御意見は、今後の政策立案の参考にさせていただきます。 なお、本制度は、事業者からの計画の申請を受けて、主務大臣が支援対象事業の認定を行うものであり、主務大臣は、事業者か

	本件は内閣府と財務省が共同で所管する制度であるにもかかわらず、 ・経産省（海外事業支援） ・外務省（国際協力） ・デジタル庁（データ標準化・DX） との連携が十分に記載されていない。JBIC の投融資は「外交」「産業政策」「国際金融」「データ管理」など複数分野にまたがるため、本来は縦割りを超えた連携が不可欠である。 ③　第三者監査及び④審査プロセスの透明化 JBIC の投融資は国民の税金と国の信用に直結するため、行政裁量を広げすぎることは極めて危険と考えている。不正を防ぐためにも、基準の透明性と第三者チェック体制の強化を強く求める。	ら提供される情報に加え、JBIC から提供された事業の実現可能性や収益性の評価等に関する情報も活用しつつ、支援対象事業の選定を行うこととしており、加えて、主務大臣が支援対象事業の選定を行う際の基準については、推進法第 85 条の３第４項に対象事業の認定基準を明記しているほか、同法第 85 条の２において、基本指針を策定して、認定に関する基本的な事項を定めることとしています。 また、事業の認定・実施状況やフォローアップ内容等については、企業の個別情報保護等への配慮の必要性や国民への説明責任の在り方とのバランスを考慮しながら、公表の在り方を検討してまいります。 【②について】 基本指針第１章第２節「関係行政機関その他の関係者との連携・協力」では、「特定海外事業の促進に当たって、海外事業に対してより実効性のある支援措置を講ずるためには、主務大臣のみならず、実施される特定海外事業の内容に応じて、当該事業を所掌し、当該事業に関する技術的知見を有する事業所管大臣や関係行政機関の長との連携が重要となる。」としており、関係府省間でしっかりと連携してまいりたいと考えています。 【③について】 JBIC については、会社法第 436 条第２項第１号の規定に基づき、毎事業年度の計算書類について、監査法人の監査を受けています。

11	本政令案は、日本人ファーストの観点、減税・財政健全の観点、国の過剰介入禁止の観点、行政・JBIC の事務負担軽減の観点並びに民業圧迫、モラルハザード、ガバナンス、情報公開、国会統制及び法形式の観点等から問題である。そのため、以下の８点について対応を求める。 ① 先進国向け対象の「全般化」（医薬品全般、自動車全般等）を撤回し、真に代替不能な重要物資に戻す。 ② 緊急時の大臣指定規定を削除するか、対象・期間・金額・国会報告を法定並みに政令で固定する。 ③ 劣後的政府貸付け・劣後出資は、日本法人が議決権の過半を持ち、技術・データが日本法に服する案件に限る。 ④ 新勘定の年度損失上限、累積損失上限、政府からの追加資本の上限を政令に書く。 ⑤ 民間金融機関が同一条件で拒否したことの確認を、出融資の要件にする。 ⑥ 認定から５年で効果を検証し、国内裨益が確認できない案件は追加支援を禁止する。 ⑦ 一般勘定への損失波及を禁止し、遮断を会計だけでなく資金調達面でも義務付ける。 ⑧ 施行は公布後最低 30 日を置き、案件第一号の前に損失シナリオを公表する。	【①及び②について】 御指摘の内容については、今般の政令改正で改正する箇所ではございません。 頂いた御意見は、今後の政策立案の参考にさせていただきます。 【③について】 本制度は、経済安全保障上重要な事業を支援するものであり、事業者の国籍で制限を行うものではありません。 情報管理については、基本指針において、特定海外事業計画の認定基準として「特定海外事業については、主務大臣が、当該事業に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていると認めることが必要となる。」と規定しており、特定海外事業に関する情報を適切に管理するための体制についても、しっかりと確認してまいります。 【④について】 JBIC 法第 13 条第３項においては、損失額が資本金、準備金及び劣後的政府貸付けに係る借入金の額の合計額の範囲内となるよう出融資額や条件を定めることとされており、こうした規定に基づき、適切に制度を運用してまいります。 【⑤について】 認定特定海外事業促進業務については、JBIC 法第 13 条第１項第３号において、JBIC が劣後出資等を行わなければ当該出資等に

		係る事業に必要な資金の銀行等、企業その他の会社以外の法人等による出資等が十分に行われないと認められ、かつ、会社が当該出資等を行うことで当該出資等に係る事業に必要な資金の銀行等、企業その他の会社以外の法人等による貸付け又は出資が十分に行われると認められる場合について、劣後出資等を行うことができるとされており、こうした規定に基づき、適切に制度を運用してまいります。 【⑥について】 　個別の認定特定海外事業の効果の検証については、対象事業の経済安全保障上の効果も勘案しつつ、事業の実施状況や損失の発生要因等のフォローアップ内容、そして当該事業を取り巻く環境を総合的に踏まえることが必要であると考えています。 【⑦について】 　JBIC 法第４条第３項では、「政府の出資があったときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。」とされており、また、同法第 26 条の２では、「業務ごと（注：一般業務、特別業務及び認定特定海外事業促進業務を指す。）に経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。」とされており、JBIC 法の規定に基づき、適切に対応してまいります。 【⑧について】

		頂いた御意見は、今後の政策立案の参考にさせていただきます。
12	第６条は、同勘定の毎事業年度の剰余金の百分の五十を準備金として積み立てるとしているが、新設業務の対象、信用・国別・為替・集中リスク及び損失発生時の公的負担を踏まえ、なぜ百分の五十が適切なのか明らかではない。百分の五十とした計算根拠、一般業務及び特別業務と同率にする合理性、新設勘定固有のリスク差をどのように反映したか、国民負担の範囲、損失、延滞、回収、リスク量及びストレス試験結果を企業秘密に配慮しつつどこまで公表するのか並びに準備金が不足した場合に積立率変更等を開始する条件等を示していただきたい。	本政令第６条第１項で規定する剰余金のうち準備金として積み上げる額の基準については、認定特定海外事業促進業務勘定においても、一般業務勘定・特別業務勘定の規定を踏まえ、「毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額」としています。 同条第２項で規定する準備金として積み立てる額の上限も含め、法律の段階でリスクの大きさに対応した制度設計としていることから、これらに差を設ける必要はないと判断しています。 また、認定特定海外事業の実施状況については、推進法第 85 条の６第１項及び第２項の規定に基づき、認定特定海外事業者からの定期的又は必要に応じた報告を受けるとともに、JBIC を通じた適時適切なモニタリングも実施し、確認を行うこととしています。その上で、必要に応じて有識者等の御意見もいただきながらフォローアップを行い、企業の個別情報保護等への配慮の必要性や国民への説明責任の在り方とのバランスを考慮しながら、公表の在り方を検討してまいります。 その上で、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和８年法律第 38 号）附則第７条では、「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づい

		て必要な措置を講ずるものとする。」とされており、本政令の見直しに関する御指摘については、こうした規定も踏まえ、必要に応じて検討してまいります。
13	劣後的政府貸付けの必要範囲及び統制について、第５条の２は、無担保であることや元本弁済開始まで５年超等の性質を有することを定めているが、衆議院附帯決議は、一般業務勘定及び特別業務勘定への同貸付けを、経済安全保障上重要な事業への支援の適切な遂行に必要な範囲へ限定するよう求めている。こうしたことを踏まえ、「経済安全保障上重要な事業」及び「必要な範囲」の定義、民間調達、通常の政府貸付け及び増資その他の手段では目的を達成できないことを、どのような順序及び基準で確認するか、各勘定及び JBIC 全体の貸付上限、自己資本等に対する比率、金利、期間及び条件変更の基準、信用リスク、期待損失、為替・国別・業種別集中及びストレス時の損失を誰が検証するか、貸付後の監視や目的外使用の確認、基準を満たさなくなった場合の対応等を示していただきたい。	JBIC の資本を強化する際には、従来、出資を活用してきましたが、今回の法改正をきっかけとして、経済安全保障上重要な事業への支援のための資金需要が増大することが考えられます。これに対応するために、財政的な制約がある中で、資本増強の手段として劣後的政府貸付けも活用可能となるよう、今般 JBIC 法の改正を行ったところです。 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」の国会審議に際しては、「一般業務勘定及び特別業務勘定に係る劣後的政府貸付けは、経済安全保障上重要な事業への支援の適切な遂行に必要な範囲に限定すること。」とする附帯決議がなされており、政府としては、附帯決議を踏まえ、適切に運用してまいりたいと考えています。
14	政令案第５条の２第３号における、政府による株式取得及び債務消滅の基準について、同号は政府が貸付債権の全部又は一部を免除しなければ JBIC が債務を完済できず、法の目的達成に重大な支障が生ずるおそれがある場合に、政府が JBIC 株式を取得して貸付債務を消滅させる旨の特約を求めているが、これは損失時の公的負担に直結し得るため、発動条件を事前に明確化すべきである。そのため、「債務を完済できない」及び「重大な支障が生ずるおそれ」の判定に用いる自己資本、流動性、損失額その他の数値基準、発動前に回収や資産処分等の代替策をどこまで求めるか、株式の評価方法、取得	JBIC 法第 13 条第３項に規定する劣後的政府貸付けについては、JBIC の自己資本の充実に資する要件が政令に委任されています。 その上で、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第２条第１項で規定する銀行については、その経営の健全性を判断するため、バーゼル銀行監督委員会により、自己資本比率等について国際的に統一された基準（いわゆる「バーゼル規制」）が策定されています。 バーゼル規制に対応した銀行等に対する国内の規制については、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資

	額、国民負担額、保有期限、売却・回収方針、最終決定者及び利益相反排除について、発動原因、審査資料、判断理由、負担額、責任審査及び再発防止策を企業秘密に配慮しつつどの範囲で公表するか、安易な救済を前提とした融資又は損失拡大を防ぐため、貸付上限、役員責任、業務改善及び以後の支援制限をどのように定めるのか等を示していただきたい。	産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成 18 年金融庁告示第 19 号）があり、本政令第５条の２については、当該告示を踏まえ、劣後的政府貸付けが JBIC の自己資本の充実に資する要件について定めています。 本規定の運用については、その際の具体的な JBIC の状況や社会経済の状況によって異なると考えていることから、一概に申し上げることは困難ですが、本規定の運用に当たっては、金融庁が公表している「自己資本比率規制に関するＱ＆Ａ」を参考にしてまいります。 いずれにせよ、頂いた御意見は、今後の政策立案の参考にさせていただきます。
15	認定特定海外事業促進業務について、人権上の危険への対策、資金使途及び成果検証に関し、改正後の JBIC 法第 13 条の４は、同業務の評価・監視体制及び主務大臣への報告を指針に定めるとしており、JBIC の環境社会配慮ガイドラインは、人権、ジェンダー及び子どもの権利等を確認対象としている。公的資金を供給する以上、支援額や対策の実施回数だけでなく、実際に危険又は被害が減少したかまで検証すべきではないか。 具体的には、全ての貸付け、出資、保証及び金融仲介機関経由の支援に同ガイドラインを適用し、最終的な資金受領者、使途、委託先、関連施設及び付随活動まで確認することや、研修回数等の活動量だけで成果とせず、被害、苦情、対応、再発及び是正の推移により効果を検証すること、重大な被害又は改善の未達がある場合の是正、融資停止、契約解除、回収及び認定取消しの基準等を定めること、成果及び未達時の措置等を公表すること並びに類似する既存案件についても、危険の認定件数、対策費、実施前後の成果及び融	新業務指針では、JBIC が主務大臣に対する情報の提供に当たって留意すべき事項として、環境社会配慮の確認結果等、当該事業を実施する上で必要と考えられる情報を挙げています。 その上で、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2022 年５月株式会社国際協力銀行）では、検討する影響のスコープとしては、「人権の尊重を含む社会的関心事項（非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS などの感染症、労働環境（労働安全を含む。）及び地域社会の衛生・安全・保安等）」等への影響が含まれるとしています。 政府としては、JBIC から提供された情報も踏まえ、推進法第 85 条の３第４項に規定する対象事業の認定基準や同法第 85 条の２に基づき定めている基本指針に基づき、適切に認定特定海外事業

	資停止等の実績を公表すること等を行うべきではないか。	の認定を行ってまいります。
16	本政令案及び関係規定には、「主務大臣が定める設備」「予見し難い措置その他の事由」「経済社会情勢の重大な変化」「国の施策の推進に著しい支障」「通常利用される技術よりも高度な技術」「効率的な利用」等、対象事業及び公的支援の可否を左右する文言がある。これについて、以下の点を求める。 ・　各文言について、定義、該当・非該当の境界、数値又は客観的指標等を示していただきたい。 ・　「主務大臣が定める設備」は、どの法令上の委任に基づき、どういった形式で、誰がいつ定め、公表するのか。 ・　列挙された各事業について、対象となる設備・技術・用途・地域の範囲、複数分野にまたがる場合の扱い、対象外となる具体例及び同種案件間の判断統一方法を示していただきたい。 ・　災害、感染症、外国政府の措置その他突発的事情について、発生、重大性、因果関係及び支障の程度を誰がどの資料で認定し、認定をいつ見直し、事情消滅後に支援を終了又は変更するのか。 ・　認定及び支援決定ごとに、適用した基準、事実、資料、判断理由等を記録し、匿名化又は集計により公表するのか。	御指摘は主に本政令第３条第５号に関するものと考えておりますが、同条第１号から第４号まではいずれも、平時に先進国における支援が可能な場合について規定しています。 これに対して、突発的に生じた経済社会情勢の重大な変化により緊急的に公的金融の資金ニーズが生じる場合で、第１号から第４号に基づき実施可能な支援以外の支援が必要となる場合については、現行規定の範囲内では手当てできないことから、このような緊急事態に対応するため、令和７年の改正で第５号を設けました。 具体的な設備の指定については、告示で定めることを念頭に置いています。また、本政令第３条第５号の規定は緊急の対応を要する場合において発動するものであるため、現在は定めておらず、定める場合には、緊急事態への対応という性質に鑑み、時限とすることを想定しています。 いずれにせよ、頂いた御意見は、今後の政策立案の参考にさせていただきます。
17	公的金融のあり方をめぐる行政姿勢に対する重大な懸念等から、以下の２点について、意見を申し上げる。 第一は、政府系金融機関である国際協力銀行を通じて、特定の大企業や巨大資本の海外事業・投資を優遇・促進するような枠組みの拡大に対する強い批判である。国内では急速な物価高や実質賃金の低下、生活必需品の高騰により一般の勤労者・生活者が日々の生計維持にすら苦しんでいる状況にあるが、こうした庶民の苦境を尻目に、公的な信用や資金を大企業や海外投資の	貴重な御意見として承ります。 なお、本制度は、我が国の経済安全保障上重要であるが、採算性に不確実性があるため、既存の支援ツールだけでは民間企業から十分な投資が行われない海外事業を対象として、JBIC が劣後出資等を行い、これを呼び水に民間企業の参画を図ることで、当該事業を実施可能とするものです。

	金儲けの支援に手厚く回すような本末転倒の政策姿勢は断じて容認できない。 　第二に、財務省及び行政が最優先で取り組むべきは、特定資本の利益追求を後押しすることではなく、国内の格差是正と生活者の直接的な負担軽減・生活防衛であり、金融や公的資金を一部の巨大経済圏や大企業の利権に奉仕させる構造を改め、国民生活全体の公平性と安心を担保する公正な財政・金融運営へと直ちに舵を切ることを強く求める。	

【お問合せ先】
財務省国際局開発政策課
電話番号：（代表）03-3581-4111（内線 2909）
（直通）03-3581-8033